

制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び能美市財務規則(平成17年規則第32号)第129条の規定により公告する。

なお、本入札は開札後に資格要件の適否審査を行い、落札者を決定する**事後審査型制限付き一般競争入札**である。

令和7年9月5日

能美市長 井出 敏朗

1 入札に付する事項（電子入札対象工事）

工事名 能美市役所本庁舎防災・機能強化施設整備工事（機械設備）
工事場所 能美市役所本庁舎
工期 契約日から令和9年3月31日まで（債務負担行為）
工事概要 増築棟 S造3階建 A=1,241.72㎡
渡り廊下棟 S造2階建 A=43.68㎡
既設庁舎 受水槽・消火栓ポンプ等撤去、地下空調改修
機械設備工事 N=一式
予定価格 127,600,000円（消費税抜き）

2 入札に参加する者に必要な資格

（1）共通資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- ② 令和7年6月1日から令和7年8月末日までの間に能美市発注の**管工事**の竣工検査を受けた者にあつては、その当該工事の竣工検査に係る工事成績評点に**60点未満**の成績がないこと。
- ③ 本公告日において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）
 - a 資本関係(子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く)
 - ア 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - b 人的関係
 - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く)
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - c その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、石川県が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く)でないこと。
- ⑤ 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6

号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう)と認められる者でないこと。

- ⑥ 本公告日において、税の滞納がないこと。
- ⑦ 本公告の日から同工事の入札までの間、能美市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑧ 構成員各々から発注工事に対応する技術者を配置できること。

(2) 構成員に関する資格

次に掲げる資格を有する者2者で構成された自主結成方式の特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という)であること。

(a) 資格Ⅰ(代表者)

次の要件すべてを満たす者

- ① 本公告日において、能美市競争入札参加有資格者名簿(建設工事)に記載の**管工事**に係る**総合点数が750点以上**であること。
- ② **管工事**で、特定建設業の許可を有していること。
- ③ 本店または営業所が次のいずれかに該当すること。
 - a 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可に係る主たる営業所(本店)の所在地が能美市内であること。
 - b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可に係る営業所(権限を委任された支店等をいう)の所在地が能美市内であること。
- ④ 審査基準日が令和6年10月1日直前の経営事項審査結果において、**管工事**の年間平均完成工事高が**9,850万円以上**であること。
- ⑤ 過去10年間(平成27年1月1日以降)に、石川県内において元請として1件の請負金額が**4,950万円以上の管工事**の竣工実績を有すること。
(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る)
- ⑥ 次の基準を満たす主任(監理)技術者を、当該工事に配置できること。
(請負金額4,500万円以上は専任とする)
 - a 競争入札参加申請日において**管工事**に係る**1級の資格**を有する専任の主任技術者又は監理技術者。
 - b 過去10年間(平成27年1月1日以降)に、石川県内において元請の主任(監理)技術者として1件の請負金額が**2,950万円以上の管工事**の竣工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る)
 - c 競争入札参加申請日において3か月以上の雇用関係を有する技術者。
 - d 競争入札参加申請日において他の工事に専任していない技術者。(ただし、工事現場が完了しており、発注者の都合により竣工検査が未完となっている場合、発注者(担当課)の証明が必要となる。)
 - e 原則として配置技術者を契約の際に変更することはできない。

(b) 資格Ⅱ

次の要件すべてを満たす者

- ① 本公告日において、能美市競争入札参加有資格者名簿(建設工事)に記載の**管工事**に係る**総合点数が400点以上**であること。
- ② **管工事**で、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
- ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可に係る主たる営業所(本店)の所在地が能美市内であること。

- ④ 審査基準日が令和6年10月1日直前の経営事項審査結果において、**管工事**の年間平均完成工事高が**2,000万円以上**であること。
- ⑤ 次の基準を満たす主任(監理)技術者を、当該工事に配置できること。
(請負金額4,500万円以上は専任とする)
 - a 競争入札参加申請日において**管工事**に係る**1級又は2級の資格**を有する専任の主任技術者。
 - b 競争入札参加申請日において3か月以上の雇用関係を有する技術者。
 - c 競争入札参加申請日において他の工事に専任していない技術者。(ただし、工事現場が完了しており、発注者の都合により竣工検査が未完了となっている場合、発注者(担当課)の証明が必要となる。)
 - d 原則として配置技術者を契約の際に変更することはできない。

(3) 共同企業体の結成に関する留意事項

- ① 各構成員の出資比率は、原則として**30%以上**とする。
- ② 資格Ⅰの要件を有する者2者で構成された**特定共同企業体**、あるいは資格Ⅰと資格Ⅱの要件を有する者2者で構成された**特別共同企業体**とする。
- ③ 代表者は構成員要件の異なる者の間では資格Ⅰの者とし、同一の構成員の者の間では、構成員中最も大きな平均完成工事高を有する者とする。
- ④ 同一の者が2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

3 入札参加申込の手続き

この入札に参加を希望する者は、**特定建設工事共同企業体に関する資料の提出及び能美市の電子入札システムにおいて参加申込**をすること。

(1) 特定建設工事共同企業体に関する資料の提出

- ① 受付期間 **令和7年9月8日(月)正午**から
令和7年9月19日(金)正午まで
- ② 提出資料 特定建設工事共同企業体協定書(甲)…1部
委任状 …1部
使用印鑑届…1部
- ③ 提出方法 封筒に工事名を明記の上、能美市総務部管財課監理担当まで郵送すること。

(2) 電子入札システムによる参加申請

- ① 受付期間 **令和7年9月8日(月)正午**から
令和7年9月19日(金)正午まで
- ② 提出資料 特定建設工事共同企業体競争入札参加申請書(ファイルの名称は工事名(申請書)とし、その前に括弧書きで**特定建設工事共同企業体名**を付け加えること)
- ③ 紙入札方式の承認
やむを得ない事由により電子入札システムで申請できない者は、「入札参加申請書」「紙入札方式承諾願」を総務部管財課監理担当へ電子メールにて提出すること。(ただし、「入札参加申請書」については、受付期限後に到達したものはいかなる事由があっても受理しない。)

4 契約の条項等を示す場所

能美市建設工事請負契約書は、総務部管財課監理担当において、閲覧することができる。

5 入札及び開札の日時並びに場所

- (1) 入札開始日時 **令和7年9月24日(水) 午前9時00分**
- (2) 入札締切日時 **令和7年9月25日(木) 午後1時00分**
- (3) 開札日時 **令和7年9月26日(金) 午前9時00分**
- (4) 場所 能美市来丸町1110番地 能美市総務部管財課内

6 入札及び契約の条件

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 最低制限価格 **有(令和6年7月1日施行『能美市建設工事最低制限価格取扱要綱』を適用)**
- (3) 契約保証金 要(請負金額300万円超えは契約金額の100分の10以上の金銭的保証)
- (4) 前払金 有(請負金額200万円未満となった場合は「無し」とする)
- (5) 中間前払金 有(請負金額200万円未満となった場合は「無し」とする)
- (6) 部分払 有(中間前払金を選択した場合は「無し」とする)
- (7) 契約の締結 落札を通知した日から5日以内(土・日・休日を除く)
- (8) 建設リサイクル法対象工事 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の実施が義務付けられた工事である。

7 設計図書等の閲覧

- (1) 方法 **設計図書閲覧申請書を電子メールにより提出すること。
申請書を確認後、能美市総務部管財課監理担当から電子メールにより送信する。**
- (2) 閲覧期間 本公告日から**令和7年9月22日(月) 午後4時まで**

8 設計図書等に関する質問

現場説明は行わないので、設計図書等に関する質問事項は、下記により提出することとする。

- (1) 質問方法 質問用紙を能美市総務部管財課監理担当へFAXまたは電子メールにより提出し、受信確認の電話連絡を行うこと。総務部管財課監理担当 TEL (0761) 58-2205
- (2) 提出期限 本公告の翌日から**令和7年9月18日(木) 午後4時まで**
- (3) 回答方法 能美市ホームページ内で公表

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書のファイルの名称は工事名(内訳書)とし、その前に括弧書きで**特定建設工事共同企業体名**を付け加えること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、明細書までの内訳金額の明らかなもので、入札書に記載される入札金額に対応するものであること。また、見積内訳根拠資料は、入札終了後2週間保存すること。
- (3) 工事費内訳書を提出しないときは、入札に参加できない。
- (4) 工事費内訳書は返却しない。

10 入札参加資格の審査

開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者)を落札候補者として入札参加資格の審査を行う。

このため、入札参加申請者は下記の「入札参加資格確認資料」について本工事の**開札日時までに用意**をすること。

また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けたものは「入札参加資格確認資料」を**令和7年9月29日（月）正午まで〔時間厳守〕**に能美市総務部管財課監理担当へ電子メールにて提出すること。

「入札参加資格確認資料」

- ① 入札参加資格確認申請書
 - ② 審査基準日が令和6年10月1日直前の経営事項審査結果通知書(写し)
(ただし、競争入札参加申請日において有効期限が満了している場合は直近の経営事項審査結果通知書(写し)も併せて提出すること)
 - ③ 配置予定技術者調書(技術者実績が求められる場合は工事経験を記入)
 - ・免許、資格等の写しを添付すること。
 - ・技術者の雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。
 - ・配置予定技術者が監理技術者の場合は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」(どちらも表裏)の写しを添付すること。
 - ④ 施工実績調書
 - ⑤ 専任技術者一覧表
 - ・専任技術者の変更を行っている場合は、変更届出書も添付すること。
- ※③④における施工実績は、可能な限り工事实績情報システム(CORINS)に竣工登録されている工事から選定し、その竣工時工事カルテ受領書の写しを添付すること。
工事实績情報システム(CORINS)に竣工登録が無い場合は、契約書、工事証明書の写しまたは工事完成検査結果通知書を添付すること。

11 落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定しその旨を通知する。なお、落札者の決定は、原則として開札日から起算して3日(土・日曜日、休日を除く)以内に行うものとする。

12 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者及び能美市入札心得書に違反した者のした入札は、無効とする。

13 その他の事項

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者により**電子くじ**を行い落札候補者を決定する。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 工事成績評定結果を公表することに同意すること。
- (4) 本公告日時点で能美市に納税義務のある者は、能美市が発注する建設工事等の競争入札参加資格の確認のために、公告日における納税状況及び納入すべき負担金・料金等の納入状況を調査されることを承諾すること。
- (5) 参加申込に際し、当該工事の施工において必要な許可、技術者の選任等を含め建設業法等の関係法令を遵守すること。

14 提出先及び問い合わせ先

〒923-1297 能美市来丸町1110番地 (能美市役所 北棟2階)

能美市総務部管財課 監理担当

TEL (0761) 58-2205 FAX (0761) 58-2290

能美市ホームページ <https://www.city.nomi.ishikawa.jp>

E-mail:nyusatsu@city.nomi.lg.jp